

# インターネットにおける違法・有害 情報対策の現状と課題

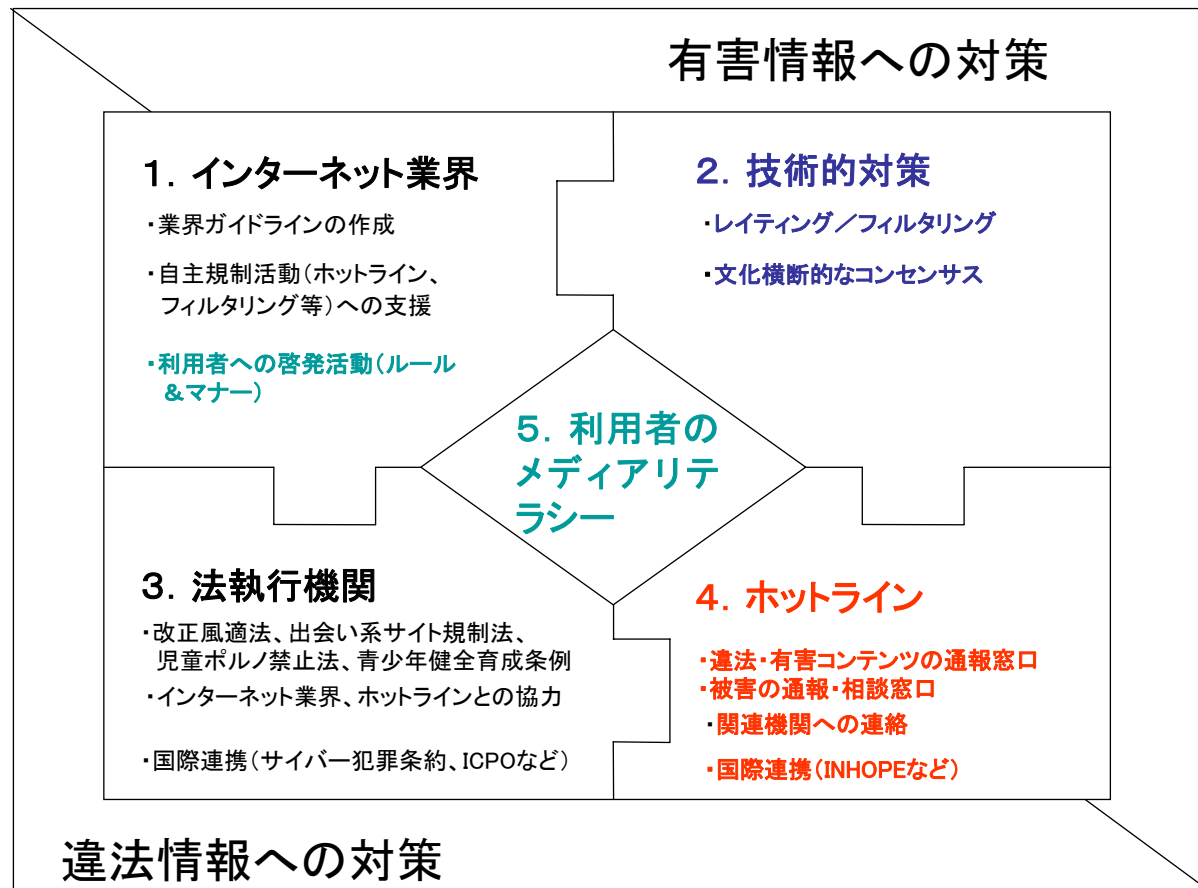
— 中間取りまとめに関する公開ヒアリング —

財団法人インターネット協会 副理事長  
インターネットホットラインセンター長  
国分 明男

# 目次

- 違法・有害情報対策の包括的枠組み
- 違法・有害情報対策の現状
  - インターネットホットラインセンターとは
  - 受け付ける違法・有害情報の種類
  - 違法情報の統計
  - 必ずしもすべての削除依頼に対応してもらっている訳ではないが
  - 違法・有害情報の削除依頼先
- 違法・有害情報対策の課題
  - 違法・有害情報の海外への引越
  - 違法・有害情報のフィルタリング
  - 匿名性の制限問題
- むすびに代えて

# インターネット上の 違法・有害情報対策の包括的枠組み



## 青少年健全育成条例における「有害」指定例

- ・「性的感情を刺激するもの」  
-長野県を除く都道府県で有害と規定
- ・「粗暴性を誘発、助長するもの」  
-大多数の道府県で有害と規定
- ・「残虐性/残忍性を誘発、助長するもの」  
-大多数の都府県で有害と規定
- ・「犯罪を誘発、助長するもの」  
-一部の都府県で有害と規定
- ・「自殺を誘発、助長するもの」  
-一部の都府県で有害と規定

# インターネットホットラインセンターとは



# 受け付ける違法・有害情報の種類

- プロバイダや電子掲示板の管理者等への**違法情報**の送信防止措置依頼

- わいせつ物公然陳列
- 児童ポルノ公然陳列
- 売春防止法違反の広告
- 出会い系サイト規制法違反の誘引行為
- 規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為
- 規制薬物の広告
- 預貯金通帳等の譲渡の誘引等
- 携帯電話の匿名貸与業等の誘引等

- プロバイダや電子掲示板の管理者等への**有害情報**（公序良俗に反する情報）の対応依頼

- 情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- 違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- 人を自殺に誘引・勧誘する情報

# 違法情報の統計

通報件数 60,010件のうち、違法情報数 9,439件  
検挙件数 18件、捜査中 400件

	国内	国外
①わいせつ物公然陳列	2,506	1,380
②児童ポルノ公然陳列	744	524
③売春防止法違反の広告	1	0
④出会い系サイト規制法違反の誘引行為	126	2
⑤規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為	0	0
⑥規制薬物の広告	968	16
⑦預貯金通帳等の譲渡の誘引等	1,680	41
⑧携帯電話の匿名貸与業等の誘引等	1,420	31
合計	7,445	1,994

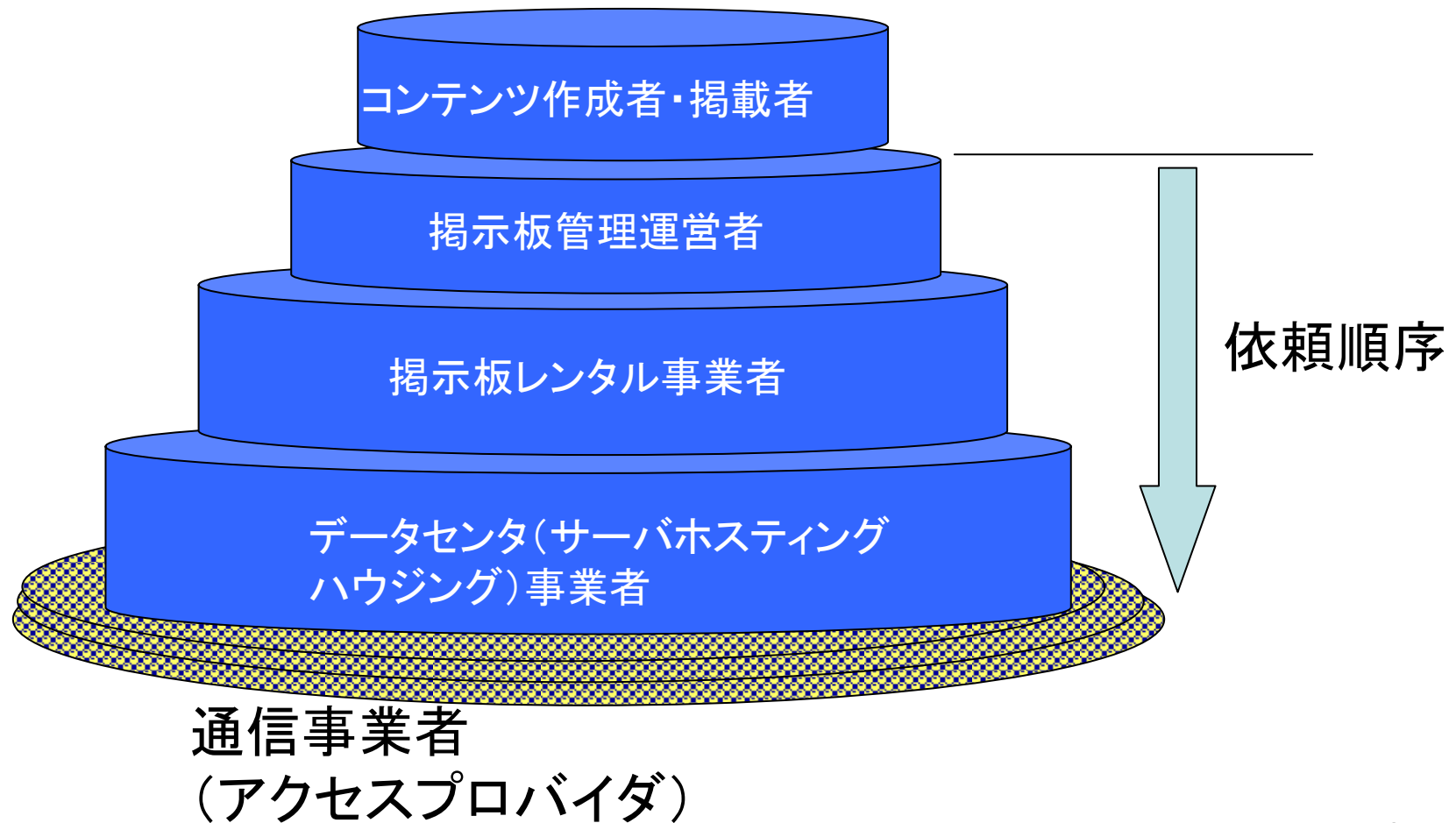
6

2006年6月～2007年5月までの統計

# 必ずしもすべての削除依頼に対応してもらっている訳ではないが

- プロバイダや電子掲示板管理者等への削除依頼の対応状況
  - 違法情報 4,299件に対して、削除 3,620件(84.2%)
  - 有害情報 1,297件に対して、削除 962件(74.2%)
- 削除依頼を無視し続けた結果
  - 神奈川県警は、画像掲示板サイト「画像ちゃんねる」に猥褻な画像を投稿したとして男性4人らを逮捕・捜査してきたが、運営会社社長やアルバイトなど7人を、この事件の**共犯被疑者**として、猥褻凶画公然陳列(刑法第175条)の容疑で逮捕した。
  - この逮捕は、「VIPろだ」「がむしゃら」等大手アップローダーサイトの自主的閉鎖の要因となった。
- 削除依頼に素早く対応するようになった
  - 掲示板「2ちゃんねる」を使って覚醒剤を密売したとして、警視庁と広島県警などは麻薬特例法違反の疑いで、無職、〇〇〇〇被告(37)＝詐欺罪などで公判中＝ら2人を再逮捕した。

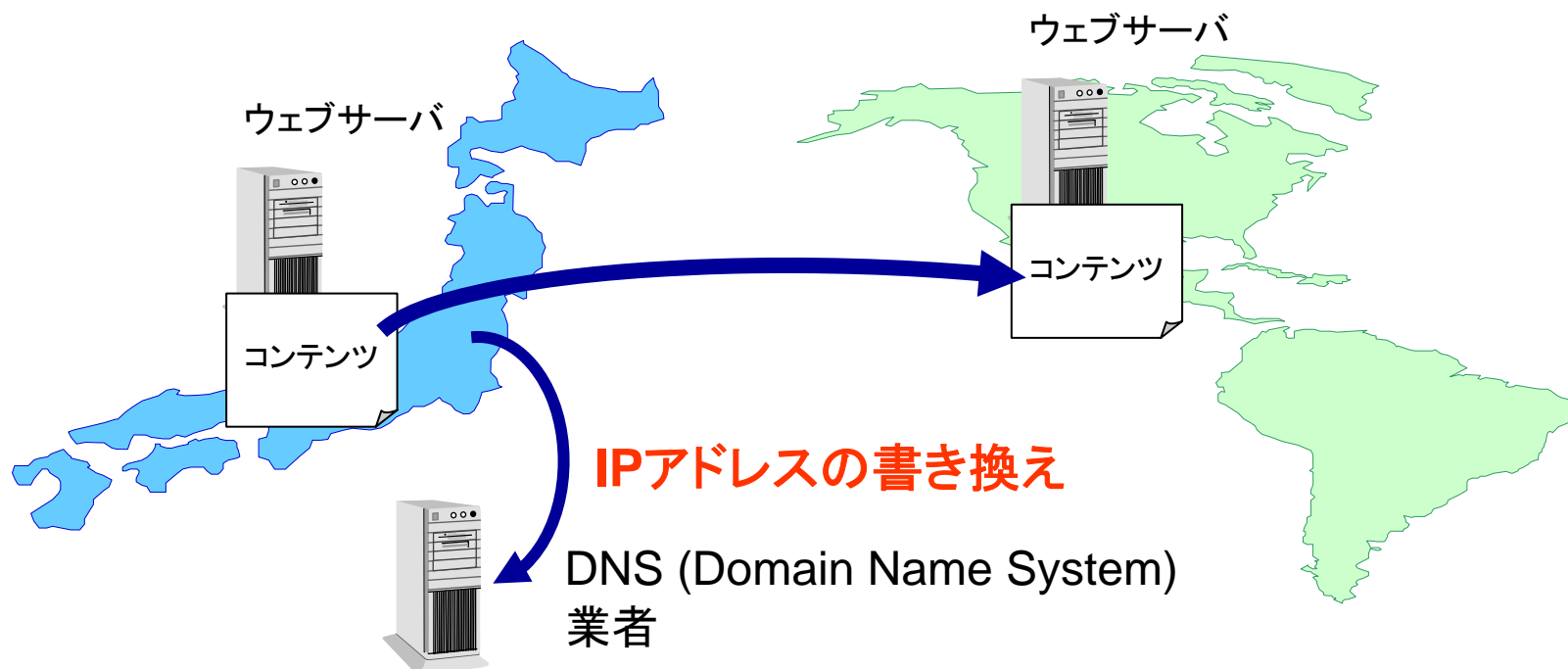
# 違法・有害情報の削除依頼先





# 課題 1

## 違法・有害情報の海外への引越

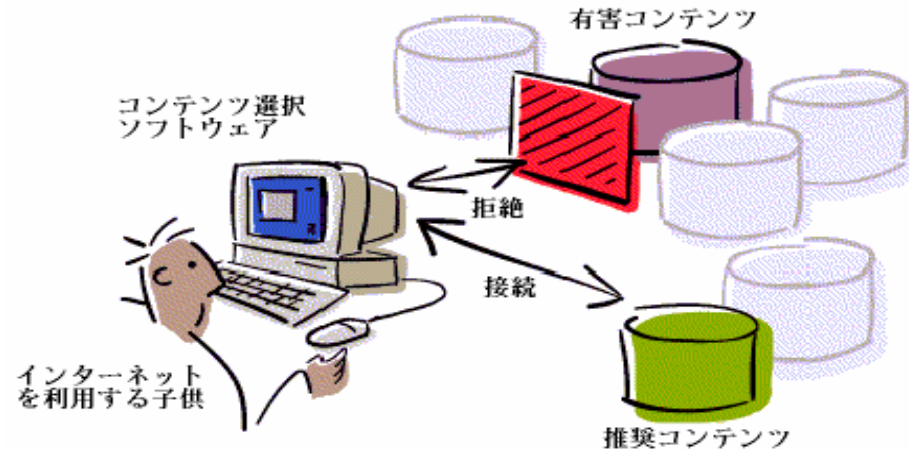


国内サービス事業者から契約解除されると、コンテンツを海外サーバに移転させ、海外サーバのIPアドレスへの変更をDNS業者に依頼するだけで、同じURLで情報発信が再開できる。

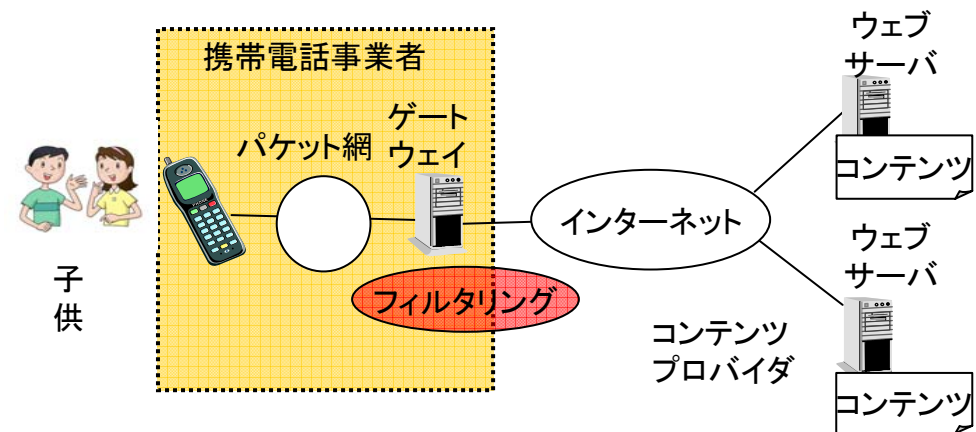
# 課題2

## 違法・有害情報のフィルタリング

- 何処でフィルタリングするか
  - パソコンでフィルタリング
  - プロバイダでフィルタリング
  - ケータイでフィルタリング
  - 子ども向け検索エンジン



- 誰がどのような理由でフィルタリングするか
  - 保護者、教師
  - フィルタリング企業
  - 中立委員会



# 課題3

## 匿名性の制限問題

- 匿名でプロバイダも知らない
  - 契約時の本人確認はあるが、無断譲渡されると・・・
  - インターネットカフェの問題
    - 無料ホットスポットも同様
  - 多くの何もしていないサイト
- 匿名だがプロバイダは知っている
  - 韓国の情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律
    - 訪問者数10万人以上／日のサイトは、加入時に本人確認が義務化される
    - 2007年1月26日成立、施行は2007年7月27日から
  - 契約時の本人確認
    - 米国: 情報漏洩リスクがあるので、社会保障番号を聞かない方向
    - 韓国、フランス、ドイツ: 国民IDカードの提示
    - 英国: テロ対策で国民IDカードの導入準備

# むすびに代えて

- 韓国では、以前は「インターネットは仮想の世界だ」として規制がゆるかった。しかし現在は、インターネット上での名誉毀損の方が現実社会での名誉毀損よりも罪が重い。
- 現実社会で1年の懲役なら、同じことをインターネット上でやると3年、ポルノ所持や販売の罰金が500万ウォンであれば、インターネット上なら3倍4倍以上の罰金となる。
- 理由は、インターネット上に一度出てしまうと、元に戻せず、破壊力がすごいからである。そのため、現実社会よりももっと厳しく処罰する。